

地方独立行政法人法の一部改正

○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」制定

- 公布日 平成25年6月14日
- 施行日 平成26年4月1日（関係条項）
- 第14条「地方独立行政法人法の一部改正」

1. 出資等に係る不要財産の処分（新設）

第6条（財産的基礎等）

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する①重要な財産であって条例で定めるものが②将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、③第42条の2の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。

① 第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産とは別に定める。⇒ 【市】

② 業務上必要でなくなったことの認定 ⇒ 【法人】

③ 出資等に係る不要財産処分 ⇒ 【法人】

※第42条の2に規定する出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

2. 業務上必要でなくなったことの認定

(1) 桑名地域医療再生計画（平成23年2月）

① 再編統合

→ 医師・看護師を始めとする医療スタッフやベッド、医療機器の分散配置など、非効率的な医療提供体制を改善する。

② 新病院整備

→ 桑名地域の医療需要や新病院の担うべき医療機能を踏まえ、桑名市寿町三丁目地内に一般病床400床程度の新病院を整備する。

(2) 桑名市総合医療センター基本構想・基本計画（平成24年7月）

3病院の完全統合を前提として新病院の整備に向けた基本構想・基本計画であり、建設予定地は交通至便な桑名東医療センター既存敷地と東側隣接地を予定

(3) 耐震基準不適合

病棟及び外来棟（11,042.25㎡） 昭和41年4月

※西病棟及び放射線棟（1,882.20㎡）昭和58年4月

(4) 法人残床（262床）について（三重県医療対策局医務国保課）

三重県保健医療計画（第5次改訂：平成25年3月）では北勢保健医療圏は561床の病床過剰地域であり、地域医療再生計画に基づく新病院整備後は減床と解している。

※ 以上のことから、法人は、新病院整備後は桑名西医療センターは業務上必要ではなくなるという考え方